

北本市トマトイメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市のトマトイメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「キャラクター」とは、別記1から別記3までに掲げるものをいう。

(使用できる者)

第3条 営利を目的とする場合を除き、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときを除く。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、市長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめキャラクター使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

3 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者のうち、営利を目的として使用する者にあつては次の各号に掲げる事項を、営利を目的としないで使用する

る者にあつては第3号及び第4号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (3) 市長が別に定める色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 「北本トマト」との表記を付すること（別記4参照）。

（承認内容の変更）

第6条 キャラクターの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により行うものとする。

（違反等に対する取扱い）

第7条 市長は、キャラクターを使用している者（使用の承認を受けた者を除く。）が、第5条に規定する事項を遵守しなかったときその他この告示に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

2 前項に規定する請求等を受けた者は、直ちに、その請求等に従わなければならない。

3 市長は、キャラクターの使用の承認を受けた者が、第5条に規定する事項を遵守しなかったときその他この告示に違反したときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、承認の取消しを受けた者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（庶務）

第8条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、市民経済部産業観光課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必

要な事項は、市長が別に定める。

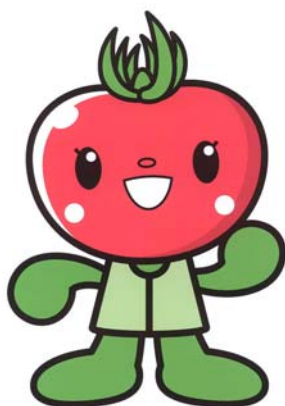
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別記1（第2条関係）



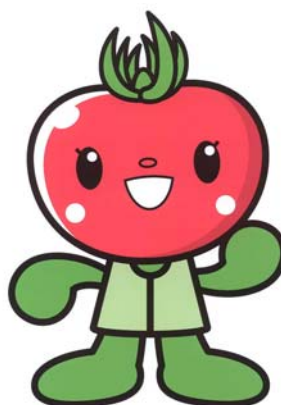
別記2（第2条関係）



別記3（第2条関係）



別記4（第5条関係）



北本トマト

様式第1号（第4条関係）

キャラクター使用申請書

年 月 日

（あて先）北本市長

住所

氏名

（法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

キャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用キャラクター（該当に○を付すること。）
別記1 別記2 別記3
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号等）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第4条、第6条関係）

キャラクター使用（変更）承認書

第 号
年 月 日

様

北本市長

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用キャラクター
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 承認条件
 - (1) キャラクター使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
 - (2) 北本市トマトイメーজキャラクター使用取扱要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

キャラクター使用変更承認申請書

（あて先）北本市長

住所

氏名

（法人にあっては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで承認を受けましたキャラクターの使用（変更）について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更事項		
変更内容	変更前	変更後

トマトイメージキャラクター色指定

別記 1

部位	色名	J I S 規格
顔	o r a n g e r e d	# F F 4 5 0 0
顔影		# C C 0 0 0 0
手・足・へタ	l i m e g r e e n	# 3 2 C D 3 2
服	g r e e n y e l l o w	# A D F F 2 F

別記 2

部位	色名	J I S 規格
顔	r e d	# F F 0 0 0 0
頬	p e a c h p u f f	# F F D A B 9
へタ	l i m e	# 0 0 F F 0 0
手	o r a n g e	# F F A 5 0 0
足	b l u e	# 0 0 0 0 F F

別記 3

部位	色名	J I S 規格
本体・手・足・ 「KITAMOTO-TOMATO」ロゴ	r e d	# F F 0 0 0 0
へタ・「T, M, O」の文字	l i m e g r e e n	# 3 2 C D 3 2
頬	o r a n g e	# F F A 5 0 0